



在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

南アフリカ、エスワティニ、レソトにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報（南ア：「調整された警戒レベル1」の規制内容の一部変更）2022/1/7 現在

●昨年12月30日、現状の警戒レベルである「調整されたレベル1」の規制内容について一部変更する旨発表がありました。官報による規則の要旨以下のとおりです。

1 調整された警戒レベル1における主な変更点
（本規則措置に係る南ア政府発表の官報はこちら）

https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/202112/45715rg11379gon1659.pdf

- (1) 夜間外出禁止令の解除（外出禁止の時間帯なし）。
- (2) すべての集会は、屋内では最大1,000人（従前は750人）、屋外では最大2,000人（従前も2,000人）に制限。
※会場が狭く、適切な social distancing を置いてこれらの人数を収容できない場合は、会場の収容人数の50%を超えてはならない。
- (3) 23時以降に営業するライセンスを持つ酒類販売施設につき、23時以降の販売を許可。
※従前の規制では、23時以降の酒類販売を禁止。

2 公共の場では、引き続きすべての人が鼻と口を覆うフェイスマスクを常に着用することを義務づけられています。

【参考】

○規制内容、出入国関連情報、医療情報をまとめたQ & A

当館Q & A（随時改訂）

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100281533.pdf>

○当館領事窓口

当館は引き続き領事業務を行っています。当館領事窓口に来館される際には、お客様の来訪が密になることを回避するため、事前にご連絡をお願いします。

*メール：consul@pr.mofa.go.jp

*電話：+27 12 452 1500

なお、戸籍の出生届等早急に届出を必要とするものは郵送でも可能ですのでご連絡ください。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※南ア政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありますので、南ア政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP：http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所：259 Baines St、Cnr Frans Oerder St、Groenkloof、Pretoria

電話：+27 12 452 1500 領事・警備

メール：consul@pr.mofa.go.jp



在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa
